

一般社団法人 臨床医工情報学コンソーシアム関西

定 款

一般社団法人 臨床医工情報学コンソーシアム関西
定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人臨床医工情報学コンソーシアム関西と称し、英文では、Consortium Kansai for Advanced Medical Engineering and Informatics と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、関西地域の教育・研究機関の連携を通じて、医工学・情報学融合領域の知識集約産業の創出と高度先進福祉社会を構築するための基盤となる研究者、医療者、産業技術者の育成を図ることを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医学・医療に精通した医工学・情報学技術者、臨床工学技士等の高度人材育成支援
- (2) 先端工学・情報学に精通した医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、理学療法士、放射線技師、柔道整復師等の高度人材育成支援
- (3) 国民の福祉と健康の向上に寄与する職種に従事する人材育成支援
- (4) 工学・情報学と医学・歯学・薬学・生活環境学・食品学・福祉学などを基盤とする臨床医学との複合領域の系統的教育
- (5) 臨床医学領域と工学・情報学領域の連携研究
- (6) 臨床医工学・情報学領域の大学院連携融合教育の企画及び実施支援
- (7) 臨床医工学・情報学領域・高度人材育成の基盤となる大学生、高等学校生などを対象とする啓発事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(基金の募集)

第 5 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 7 条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

(機関)

第 8 条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

1. 理事会
2. 監事

第2章 会 員

(種別)

第 9 条 当法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 : 当法人の趣旨・目的に賛同し、学識経験を有する個人
- (2) 賛助会員 : 当法人の趣旨・目的に賛同し、その活動を支援する個人又は団体

(入会)

第 10 条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 11 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 12 条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第 13 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の

機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第 14 条 会員が納入した入会金及び会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

第3章 社員

(社員資格)

第 15 条 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第4章 役員

(種別)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち1人を会長、2人以下を副会長とし、理事会において選定する。

3 会長、副会長は、代表理事とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、次に掲げる者が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに次に掲げる者が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(1)当該役員の配偶者

(2)当該役員の三親等以内の親族

(3)当該役員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4)当該役員の使用人

(5)前各号に掲げる者以外の者で当該役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6)前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

5 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 17 条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、当法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、当法人の業務の執行を決定する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 19 条 役員は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3

以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 20 条 役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 名誉会長

(名誉会長)

第 21 条 当法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の求めに応じて理事会に出席し意見を述べる。

4 名誉会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

第 6 章 社員総会

(種別)

第 22 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(機能)

第 23 条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた事項のほか次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 定時社員総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から会議の目的事項及び招集理由を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき招集したとき

(招集)

第 25 条 社員総会は、法令又は定款で別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時社員総会を開かなければならない。

3 社員総会を招集するときは、法令又は定款で別段の定めがある場合を除き、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって 1 週間前までに通知する。

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席により成立する。

(決議)

第 28 条 社員総会における決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の決議事項は、法令又は定款で定めるもののほか、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

3 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、その決議に加

わることができない。

(代理出席)

第 29 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
ただし、当該代理人は社員に限る。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、法令の定めるところに従って議事録を作り、
議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第 7 章 理事会

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。
2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議
事項を 3 日前までに理事及び監事に対して通知する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長又は副会長があたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、そ
の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項につい
て提案した場 合において、その提案について、議決に加わることができ
る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、
その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監
事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところに従い議事録を作成
し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第 8 章 計 算

(事業報告及び決算)

第 35 条 毎事業年度終了後 3 か月以内に、貸借対照表、損益計算書、事業
報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、

定時社員総会の承認を得なければならない。

(剰余金の不分配)

第 36 条 剰余金は、社員に分配しないものとする。

(長期借入金)

第 37 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

(設置)

第 39 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 40 条 主たる事務所には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款の変更は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第 42 条 当法人は、法令の定めるところにより解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散後の残余財産は、国又は地方公共団体のうち、社員総会で決議したものに帰属させるものとする。

第11章 附 則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第44条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次に掲げるとおりとする。

兵庫県芦屋市翠ヶ丘町20番9-208号
倉 智 嘉 久

兵庫県芦屋市岩園町5番6号
高 田 健 治

大阪府東大阪市太平寺一丁目10番4号
石 田 壽 昌

大阪府箕面市粟生外院四丁目8番13号
大 場 謙 吉

大阪府大東市大野二丁目6番30号
福 尾 恵 介

(設立時の役員及び名誉会長)

第45条 当法人の設立時の役員及び名誉会長は、次に掲げるとおりとし、その任期は就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

名 誉 会 長	宮 原 秀 夫
理 事 ・ 会 長	
(代表理事)	倉 智 嘉 久
理 事 ・ 副 会 長	
(代表理事)	高 田 健 治
理 事	石 田 壽 昌
理 事	大 場 謙 吉
監 事	福 尾 恵 介

(設立初年度の事業年度)

第46条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立の日から平成21年5月31日までとする。

以上

平成 20 年 10 月 1 日 制定
平成 20 年 12 月 14 日 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」施行により改訂
平成 21 年 7 月 5 日 一部改正
令和 2 年 7 月 22 日 一部改正
令和 5 年 7 月 31 日 一部改正